新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する

地方税における猶予制度

徴収の猶予

➢ 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、お住まいの地域を担当する地域振興局県税部（裏面参照）にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第 15 条）。

（ケース１）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース２）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース３）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース４）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

➢ 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、お住まいの地域を担当する地域振興局県税部（裏面参照）にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第 15 条の6）。

※ eLTAX からも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047）をご覧ください。

新潟県

【地域振興局県税部へのお問い合わせ先】

お住まいの地域	担当事務所名称及び所在地	電話番号
新発田市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町	新発田地域振興局県税部　収税課 〒957-8511　新発田市豊町3丁目3-2	0254-26-9123
村上市、粟島浦村、 関川村	新発田地域振興局県税部　村上収税課 〒958-8585　村上市田端町6-25	0254-52-7922
新潟市(秋葉区を除く)	新潟地域振興局県税部　収税課 〒950-8716　新潟市東区竹尾2丁目2-80	025-273-3116
新潟市秋葉区、 五泉市、阿賀町	新潟地域振興局県税部　新津収税課 〒956-0031　新潟市秋葉区新津4524-1	0250-24-7126
三条市、加茂市、燕市、 田上町、弥彦村	新潟地域振興局県税部　三条収税課 〒955-0046　三条市興野1-13-45	0256-36-2212
長岡市、小千谷市、 見附市、出雲崎町	長岡地域振興局県税部　収税課 〒940-8567　長岡市沖田2丁目173-2	0258-38-2510
柏崎市、刈羽村	長岡地域振興局県税部　柏崎収税課 〒945-8558　柏崎市三和町5-55	0257-21-6222
南魚沼市、魚沼市、 湯沢町	南魚沼地域振興局県税部　収税課 〒949-6680　南魚沼市六日町960	025-772-2665
十日町市、津南町	南魚沼地域振興局県税部　十日町収税課 〒948-0037　十日町市妻有町西2-1	025-757-5513
上越市、妙高市	上越地域振興局県税部　収税課 〒943-8551　上越市本城町5-6	025-526-9311
糸魚川市	上越地域振興局県税部　糸魚川収税課 〒941-0052　糸魚川市南押上1-15-1	025-553-1849
佐渡市	新潟地域振興局県税部　佐渡収税課 〒952-1555　佐渡市相川二町目浜町20-1	0259-74-3310